

原告ら代理人（大石）

本件当日のことですが、誰が何時に男子の浴槽に湯を入れ始めたか、これは覚えていますか。

誰が浴槽にお湯を入れたのか、私は分かりません、知らないです。
そしたら当然、何時に入れ始めたかということも分かりませんね。

はい。

前回、猪俣証人がおっしゃっていたんですが、通常16時から18時の間に多くの利用者が入浴する。それはそうですか。

はい。3時半にクラス、訓練棟の作業が終わって、大体16時ぐらいから入浴を始めています。

18時ぐらいまでの間に利用者のほとんどは入浴をするんだということでしょうか。

そうです。ただ、利用者の中には夕食の後に入りたいという希望の方もおりましたので、夕食の後に入っている方も、その日は入ってませんでした。通常います。

本件当日は16時から18時の間、どういう利用者が入浴したか覚えていますか。

はい。

誰ですか。

私は11時15分からの遅番の勤務でしたので。

16時から18時の間に入浴をされた利用者について覚えている人の名前を挙げてもらえますか。

私はおおよその時間なんですけども、16時30分に、柵寮は2階建ての造りになっておりまして、1階の浴室は女性の利用者が利用して、2階の浴室は男性利用者が利用しています。私は16時30分ぐらいに2階の男性利用者の入浴の声かけと確認のために2階に行きました。

私の質問をちゃんと聞いてますか。

でも、私は流れに沿って利用者を把握しておりましたので、2階に上がって、一応、4時ぐらいから先に単独入浴されてましたMさんとYさんがもう入浴が終わって脱衣場にいたのを確認して、それで廊下でお風呂の準備をしていたYさんに、お風呂どうぞって声かけました。で、次にHさんとKさんを、その方は1階の部屋があるんですけども、その部屋に行って、お風呂の準備を声かけて、一緒に浴室に入るのを確認して、次にHさんとAさんとYさんの3人に、お部屋に行って、入浴だから入浴の準備しましょうって声かけました。で、AさんとHさんを浴室に声かけました。それをしながら、2階の廊下でMさんが12日、成人式に行くので。

当日、16時頃から18時頃までの間にお風呂に入った人は何人いましたか。

.....。

裁判長

今のAとかHとか言ってください。

一番最初に確認したのがYさんとMさんです。その次に入ったのがYさんです。その次に入ったのはHさんとKさんです。その次に入ったのがAさんとHさんです。その後に入ったのがYさんです。で、最後に入ったのは佐藤さんです。9名です。

裁判長

今、Yという人は3人、それからHという人は2人出てきたけど、これは別人なんですか。

別人です。名字のイニシャルで言いました。

佐藤さんを入れて9人と。

はい。

原告ら代理人（大石）

そうすると、佐藤さんの前に8人が入られたということですね。

はい。

それは入るのを1人1人確認してるんですか。

はい、声かけで浴室のほうに向かった方もいますし、脱衣場まで入るのを確認した人とそれぞれです。

佐藤進さんについてはいつ頃、浴室に向かったという記憶ですか。

それぞれの方達を出していった中で、進さんは5時前後に食缶取りから帰ってきて、2階廊下にいた私に、食缶取り行ってきたよって声かけて、あ、ご苦労さまっていうことで部屋に入っていくのを確認しました。で、時間は本当におおよその時間なんですけども、入らない利用者の着替えとかもやってましたので、それをこういうふうに考えていくと5時半前後だったろうということで、部屋から着替えを持って、洗面器を持って廊下に出てきた進さんから、Mさん出た、Yさん出た、もう入ってもいいかっていうふうな声かけがあったのがおおよそ5時半前後だったと記憶してます。

それは2階で声かけをしたということですね。

そうです。進さんのお部屋は2階にお部屋がありましたので、そのお部屋から出てきて廊下にいた私に声をかけてきましたので、2階の廊下です。

進さんの後に風呂に入った人はいますか。

当日は男性の方が15人いたんです。ほかの6人の方は夕食の後、入るって言われた方とか当日は入らないっていうふうに言われてた方とか、男性職員がいないと入浴を控えてもらって、女性職員が清拭着替えをされた方が2名いましたので、進さんの後に入った方はいません。

進さんの後に入った人はいないということで間違いないんですか。

はい。

それは入っていないということを確認してるんですか。

というか1人1人に、今日、お風呂どうしますかっていうふうにお部屋に確認に行ってますので、ただ、夕食の後に入られる方が1人いましたので、もう1人の方は夕食の後に入るということで予定していました。

先程ちょっと出ましたけど、宮宇地さんという人の成人式用の服の試着をしていたということがありましたか、ありませんでしたか。

12日が成人式なんですけども、寮のみんなで成人式にはぜひ参加してもらおうということで保護者にも連絡を取って、着る背広がなかったので職員の背広が合うかどうかということで貸してくれてたんですけども、本人は納得っていうか、了解しないとそういうことに了解してくれないので、廊下で入浴をされる方とか着替えをさせなくちゃいけない方とかやりながら、廊下で宮宇地さんに成人式の、ぜひ大人の第1歩だし、参加してほしいし、お母さんもいらっしゃるしっていうことで説得をしまして。

前回、田倉証人が、この試着は1階の勤務室で行っていたというふうに証言しているんですが、それは間違いなんですか。

勤務室の横が職員の更衣室になっています。そこの更衣室で試着しました。

着せ終えてから、どうかしらというふうに田倉さんに声をかけた。そうですか。

はい。

宮宇地さんに成人式用の服を着せるのに、大体何分ぐらいかかりましたか。

着せるのには10分弱だったと思います。

そうすると田倉証人は17時35分、5時35分にあなたのほうから試着を終えて、どうかしらと声をかけられたというふうに言っているので、あなた

はその10分弱ぐらい前から宮宇地さんに試着をさせてたということですね。

はい。

それは1階の勤務室の前の更衣室でしたわけですね。

はい。

そうすると、17時30分頃というのは試着させていた真っ最中だったんじゃないですか。

進さんの入浴の声かけをした後に宮宇地さんの試着をしに1階に下りたので、進さんが浴室のほうに向かった後に宮宇地さんと1階の更衣室のほうに向かいました。

そうすると進さんに対する声かけは17時25分より少し前とかいうことになるわけですか。

その時間は分らないです。時計を持っていればはっきりと言えるんですけども、流れの中での時間ですので分かりません。

利用者は当日、先程、進さんの前に8人入ったということですが、風呂に入り始めたのは食缶を取りにいったその後からですか。利用者がたくさん8人入ったということですが、そこに入り始めたのは何時頃か分かりますか。

私は16時半ぐらいに2階のほうに行って声かけとか確認をしに行ってますので、私が声かけ、確認をし始めたのが16時半前後だと思います。

前回、田倉証人は16時から16時50分までは引継ぎをやっていた。時間がかかったけれども、引継ぎをやっていたというふうにおっしゃっていましたが、入浴援助というのは引継ぎの後にやったんじゃないんですか。

その日はB勤職員、遅番の職員が2名おりましたので、私は午後、ドクター受診があつて、それに利用者と付き添ってたので、そのドクター受診の報告をまず私が先に夜勤の田倉さんに引き継ぎました。で、

後の全般的な引継ぎはもう1人のB勤の早川さんをお願いして、私はまだ引継ぎの途中だったんですけども、男性利用者のほうの入浴の声かけに上がりました。

あなたと早川さんが遅番だったけれども、引継ぎについては途中から早川さんだけしかしなかったということですか。

そうです。早川さんに全般的な引継ぎをやっていただきました。

18時から食事が開始というふうに記録上、なっていますけれども、この食事開始時には利用者の全員の存在を確認するというのが通常なんじゃないんですか。

終寮では全員揃っていただきますということではなくて、一応、私達の目安として18時ですか、夕方の6時には食事が食べられるように準備を進めていて、そのくらいの時間に利用者さんがいらっしゃって、席についた方から食事をしてもらっていました。

食事開始時に所在確認をするというのが事実上の決まり事だったんじゃないんですか。

その当日、6時前に宮宇地さんの試着が終わって食堂に来た時には、田倉さんが2階の食事の配食をしてもらってて、もうおかずの配食は終わりましたから、あとはちょっと風邪気味で具合悪かった方の病人食を作ってくださいということを言われましたので、私は風邪気味で調子の悪かった方の病人食を作るために鍋に火をつけて、あと食堂にいらしてた方も何人かいて、ご飯と味噌汁がまだ配ってなかったので、ご飯と味噌汁を配りました。皆さんは配った段階から食べ始めていました。で、病人食も作って、それもその方のテーブルに置いた後、食堂を見ましたら、まだHさんがいらっしゃってないんです。その方は部屋まで呼びに行かないと来ない方だったので、その方を呼びに行きました。

いずれにしても、食事開始の時には全員の所在を確認していませんね。

そうです。大体配食が終わってまだ来てない方がいた時にはその人のお部屋に呼び行くように。揃っていただきますっていうことではないです。

そうすると、現実には6時の段階では進さんはいませんでしたよね。

はい、いませんでした。

部屋に呼びに行きましたか。

進さんはご飯になると自分から来る方でしたので、いつもお風呂が終わると、洗濯物を洗濯機に入れて、洗濯機を回して食堂にいらっしゃる方だったので、部屋には呼びに行ってません。

食事の時にいなくても、部屋に呼びに行く人と行かない人がいるということですか。

自分からいらっしゃる方は自分で来ますし、来ない方は何人かおりましたので、必ず呼びに行かなくちゃいけないという人はいました。

事件が起きて警察とか病院とかに事故当時のことを説明しましたよね。あなたは説明しませんでしたか、しましたか。

病院に着いてからなんですけども、警察の方から事実確認をしたいということで、当日、ロビーでお話をしました。

花輪病院では病院の人に経過説明はしなかったですか。

救急車で花輪病院に行った後、すぐ処置室のベッドに救急隊の方が移してくださいましたけども、その時は看護婦さんしかいらっしゃらなくて、花輪病院の先生は今すぐ来ますからということでした。で、花輪病院の先生がいらして救急隊の方と話をされて、私には、この方、進さんのことなんですけども、この方の名前と住所を聞かれました。で、名前と住所はこの方は足立の方なんですけども、今は施設に入っていて、日野の七生福祉園なんですがって言ったら、その施設のほう

の住所を教えてくださいということで七生福祉園の住所を伝えました。医者から聞かれたことは、それとあと、この方はどういった病気を持ってる方ですかって聞かれて、知的障害の方ですということと、緊急時に持ち出す健康カードを見せて、このような薬を飲んでる方ですってということをお話ししました。

てんかんとかパーキンソンとかそういう説明をしたことはありましたか。

ありません。

甲第30号証の4（回答書）を示す

この一番後ろのカルテの記載には、17時50分頃入浴というふうに書いてあるんですが、これはあなたが説明したことじゃないんですか。

いや、分かりません。

既往のところに「てんかん、パーキンソン」と書いてありますが、これもあなたが説明したことじゃないんですか。

説明してません。

これには「肩～背中にかけ皮フびらん（＋）」と書いてありますが、肩とか背中にやけどがあったのは覚えてますか。

まったく覚えていません。ただ、警察の方が肩にやけどのようなものがあるけれども、浴槽の蛇口の位置と左肩の位置を聞かれたので説明しました。その時に、肩に火傷のようなものがあるっていうことは聞きました。

同じページの18時26分「浴そうにうつぶせに沈んでいた」と書いてありますね。そういう説明をしましたか。

してないです。私はお父さんに話した時には、うつ伏せで浮いていましたって話しました。

引き上げる時、進さんの頭は蛇口のほうに向いてましたか。

はい。蛇口が右側にあって、頭はその蛇口のほうに向いていました。

お湯はぬるかったですか。

引き上げる時は無我夢中だったので分からなかったんですが、後から考えると、発見してすぐ浴室に飛び込んだ時に熱かったという感触はありません。

お湯の蛇口は出っぱなしだったわけでしょう。

蛇口は水の蛇口とお湯の蛇口があるんですけども、奥側はお湯の蛇口なんですけども、そこにお湯は出しっぱなしでした。

かなりお湯の出る量は勢いよかったですか。それとも普通ぐらいでしたか。

無我夢中でしたのでそこは分かりません。

熱い湯が出てたかどうか、水になってたかどうか、それは覚えてますか。

熱いっていう感じもしませんでしたし、冷たいっていう感じもしませんでした。

あなたが蛇口を閉めたということですか。

いえ、とにかく引き出して、そのままどうつ伏せ状態になってしまいうので、洗い場のほうに出して横向きにして、人を呼ぶのに行くので精一杯だったので、蛇口は止めてません。

最終的にもあなたは止めてないわけですか。

止めてないです。

知的障害者の入所施設で、お風呂で転倒とか溺死の事故が一般的によくあるということについては認識されてますか。

はい、入浴時とか食事時というのはそういった事故があるということは認識しております。

職員の間でこの利用者は知的障害があるということで、浴槽内で転倒したり、水を飲んだ場合の危険について何か話し合われたことはないんですか。

安全マニュアルを作る時にそういった話は出たと思います。

安全マニュアルというのは事故後に作ったんですか。

いえ、それ以前から話し合ってます。

その時に浴槽内の事故についても話し合ったということですか。

はい、話し合いました。

進さんの障害の程度とか内容についてはI Qが40、愛の手帳が3度、そう
ですか。

保護者の方から預かって寮で保管してる愛の手帳には3度と書いてあ
ります。

甲第28号証の1及び2（12年度・13年度評価記録写し）を示す

ここの「障害・疾病」の欄に「愛の手帳2度」と書いてあるんですが、これ
は知ってますか。

一応、こういうものがあつたっていうことは知ってますが。
これは間違いなんでしょうか。

.....。

あなたの認識としても、愛の手帳2とか3とかというのはちょっとはつきり
しないということですか。

私は寮で預かっている愛の手帳には3度というふうに書いてあつたと思
いましたので、そういうような認識でいましたし、1人1人の利用者
の状況に応じて私は生活の支援をしてましたので。

知的障害の福祉施設の職員というのは長いですか。

はい。

何年ですか。

29年になります。

知的障害という障害は一括りに言いますけど、表面的に見えてる様子だけ
は、その本当の内容とか援助の難しさというのは分かりにくいんじゃないで
すか。

日常の利用者さんの状況をよく認識しながら生活支援をしています。

ただ、表に見えてるものだけで判断しても、中にもっと認知、認識の難しさというものが潜んでたりすることはよくあるんじゃないですか。

自分は日常生活の生活をともにしてしますので、その生活の中での1人1人の利用者さんの状況に合わせて支援しています。

本人の状態とか援助の必要性を知るためには単に目に見えてる状態だけでなく、障害に関する客観的なデータとか医学的な情報とか、服薬の情報なども十分に参考にする必要があるのではないんですか。

医療については、担当の医師とか保健棟の看護婦さんとか連携を取りながら支援しております。

今の私の質問についてはどうですか。

・・・医師の先生の指示に従って支援しております。

薬の状況とか障害についての客観的なデータについては、お医者さんの判断にもっぱら任せるとのことなんですか。

医師や保健棟の看護婦さん、寮の職員と連携を取りながら支援しております。

眼球上転についてですが、この原因についてはてんかんの発作の一部だという認識でしたか。

薬の副作用として、手の震えとか眼球上転とか体の傾きとか、そういったことは一般的な知識で知っておりました。進さんの眼球上転については、担当医師の指示に従って支援しておりましたし、担当医師からは、眼球上転の状態が何時ぐらいから何時ぐらいまで、どのくらいの頻度で起きているかということについては報告してほしいということで、定期受診の時に本人と一緒に付き添って行った時に報告しております。

眼球上転の原因についてはてんかんだらうという認識のもとに、警察にもそういうふうに説明をしたということはありませんか。

ありません。

警察には眼球上転のことは説明しましたか。

しておりません。

それはなぜですか。

特にそういった点で警察からは聞かれておりませんでしたので。

あなたの陳述書として乙16号証が出ていますが、これを見ても、眼球上転時には通常時よりは動作が緩慢になっていたと。それはそうですね。

．．．．．

違いますか。

陳述書に書いた外出での様子は書いてあるとおりです。

眼球上転時には通常時よりも動作は緩慢でしたか、そうでなかったですか。

目の黒目が上に上がってしまうので、足元が見づらい状態になっていて、普段より慎重に行動してたというふうに記憶しております。

甲第27号証の1（個人別生活記録写し）及び2（個別援助計画書写し）を示す

甲27号証の2には、作成者のところに吉川さんと田倉さんと、それとあなたと書いてありますよね。佐藤進さんの平成14年度の基本的な担当というのはこの3人だったという理解でよろしいのでしょうか。

はい。

猪俣さんというのは個別援助計画というのには参加していないんですけれども、猪俣さんは佐藤進さんのことはあまりよく分かってないんじゃないですか。

個別援助計画書は、柊寮では利用者さん3つのグループに分けて、1年交代でグループ担当をしています。この14年度の個別援助計画書も、14年度は私とここに書いてある吉川さんと田倉さんが担当しましたが、この計画書の案を作ったのが私達3人で、それを寮会議にかけて、で、承諾していただいて園のほうに上げているものです。です

から、この援助計画については9人の職員は共通の認識を持っている
と思っています。

前回の証人の猪俣さんと田倉さんは平成13年4月からこの寮にかかわられた
ということですよね。それから今日、被告から出されている乙25号証の
作成者である吉川さん、その14年度の個別援助計画に携わっている吉川さ
んは同じ人ですけれども、その人は平成8年から。それからあなたは平成9
年からかかわってますよね。

はい。

吉川さんは、眼球上転は浴槽に浸かってる時によくあるというふうに陳述書
で述べられているんですが、その認識は皆さん、共通に持っていたんですか。

日常の会話の中で、進さんはお風呂で髪の毛を洗うのも、体を洗うの
もよくできているということは日常の会話でしておりました。浴室で
の眼球上転時の状況については、特に寮会議での報告はありませんで
した。

そうすると、まさに本件で起きた浴槽での事故については、吉川さんという
人が一番原因について把握し得る立場にあるんじゃないんですか。

ただ、眼球上転については、陳述書にも書いてありますけども、足元
が見づらくて慎重に歩くっていうことでは認識しておりましたし、入
浴については単独入浴できる方だっというふうに捉えていました。

眼球上転があると。それで入浴時にもよくあるということで、入浴時の転倒
とか溺水とか溺れることとかの危険性について、職員間で話し合われたとい
うことは特にないんですか。

特にありません。

吉川さんの陳述書には、入浴時間は短い人だったという趣旨のことが書いて
ありますが、それはそうですか。

その時々でまちまちでした。

どういう時には長いんでしょうか。

自分が知ってるのは、トラブルを起こす特定の利用者さんとの入浴は避けていて、その方達が出た後は結構のんびりと入ってましたし、私は浴室の中だけじゃなくて、私が言いたいのは、脱衣場に入ったところから出てきて、洗濯物を洗濯機に入れて、洗濯をして出てくるまでが入浴時間というふうに考えていましたので。

裁判長

洗濯機はお風呂の中にあるんですか。

1階と2階は同じ建物になってるんですけども、お風呂場はそれぞれ1か所で、洗面所が2か所あるんですけども、その洗面所に洗濯機が3台置いてあるんです。だから脱衣場から洗濯物を持ってきて、2か所の洗面所、進さんは奥側の自分の部屋に近いほうの洗面所の洗濯機を使ってました。

原告ら代理人（大石）

平成13年3月までは、つまり前回の証人の田倉証人、猪俣証人が13年4月から終寮に来たわけですが、それよりも前までは職員が進さんと一緒にお風呂に入っていたということを聞いているんですが、それはどうですか。

進さんの当時のことを説明すると、とにかくほかの利用者さんとのトラブル防止のために、全ての場面で昼間の訓練棟への行き帰りについてもですけども、単独での1人での行動はさせませんでした。それで、それじゃあいけないんで、進さんと職員とで約束事を作って、本人了解の上で支援計画を立てていました。それがだんだんだんだん守れるようになってきたので、進さんの単独行動ですか、単独での行動を増やしていった経過があります。入浴についても、ほかの利用者さんとのトラブルは避けるようにしていましたが、そういった支援が必要な人ということは以前から認識はしておりません。

平成14年からレボトミンという抗精神薬を増量されてますよね。それは認識ありますか。

医者が処方したと思います。

医者の処方の根拠には職員からの情報提供があると思うんですが、医者がレボトミンを増量した理由については何か心当たりはありますか。

ちょっと日にちは分からないんですけども、14年度から2か月に1回の定期受診に変えてもらった経緯についてなんですけども、進さんと一緒に担当ドクターの時には付き添っていくんですけども、眼球上転の状態の報告と職員との約束事が守れてるかどうかとか、職員がきちんと一貫性を持ったかかわりをしてるかどうかということを聞かれて、進さんの状況を報告をしました。

レボトミンの副作用については知ってましたね。

一般的な知識として知っておりました。

体重が進さんが14年度は減少していたということも知ってましたね。

・・・表を見れば分かります。

甲第27号証の2（個別援助計画書写し）を示す

後ろから3枚目に、セラピーのほうから進さんの状況について不安感を持っているという報告がありますが、これについても把握されてましたね。

セラピー、個別は週1回、木曜日の午後、進さんと散歩に、ほかのグループングを作って行って、帰ってきた後、今日はこういう状態でし
たってという話がありましたので、セラピーの時の状況は知っています。
引き上げた時の状況ですが、便が浮遊していたというのは記憶ありますか。

まったく記憶してません。

進さんの鼻に傷があったというのは記憶してますか。

病院にご両親がいらっしゃった時に、お母さんが、この傷は何だろう
ということと言われた時に、あ、何だろうっていうふうな時に認識し

ました。

鼻の傷ですか。

はい。

それはどんな傷でしたか。

何かポチョッという感じの黒いアザのようでした。

アザですか。

アザっていうか、黒くポチョッてありました。

原告ら代理人（黒寄）

当日、浴槽で進さんを発見した時刻を覚えてますか。

はっきりした時間は覚えてません。

大体何時だと思ってますか。

6時25分頃ではないかなと思ってます。

浴室に行ったのはなぜですか。

6時の時にさかのぼってしまうんですけども、病人食を作って、その方に渡して、来てないHさんと呼びに行って、戻ってきたら、病人食を食べた方が嘔吐していたんです。で、テーブルの上とパジャマが嘔吐物で汚れてたので、それを後始末をしました。それが終わっても進さんの姿がなかったので、いつもにしては遅いなと思って、何してるんだろうと思って脱衣場から声をかけました。

その時には事故か何かの危険性というのも認識してましたか。

お風呂の好きな方だったので、私はそういう認識はしてなくて、何してるんだろうっていう気持ちで脱衣場から声をかけました。

浴室の外から声をかけたんですか。

はい。

声をかけて、返事は当然なかったですね。

はい。

それでどうされましたか。

進さんって大きな声で呼んでも返事がなかったので、脱衣場の引き戸を開けました。

そしたら。

そしたら開けた時には足しか見えてなかったんです。それでも何をやってるんだろうって思って、洗い場のほうに立ったら、進さんがうつ伏せの状態で浮いていたので、もうとにかくびっくりして、慌てて浴室に飛び込んで。

前回、田倉さんの証言で、当日、利用者の入浴の状況を記載した書類を作ったと証言されてましたが、その書類はありますか。

はい、あります。

それはどういう書面ですか。

自分は事故当日の事実経過を寮の職員達に伝えるために思い出す限り、順を追って書き出しました。それと当日の勤務者の早川さんや田倉さんの動きも交えて作って、寮の職員が当日、何があったかということを検証したかったので作りました。

その中に利用者の入浴の状況を記載してたと。

時間は不確かですけども、利用者がいつ入って、いつ出てというのは入ってます。

当日、病院でご両親に会われましたね。

はい。

その時、ご両親にどういう説明をされましたか。

・・・私は病院の玄関で両親が入ってくるのを板山係長さんと一緒に迎えました。お母さんは慌てた様子で、進、死んだかって言われたんで、私はとにかくご両親に会ったら謝らなくちゃと思ったんで、ごめんなさいっていうふうに謝りました。その後、処置室にご両親を案内

しました。で、処置室に入ったら、寮から連絡を受けた職員の山下さんですが、駆けつけてくれて一緒に処置室に入りました。で、お父さんは進さんの顔を見るなり、なんでこんななっちゃったんだっていうふうに泣かれておりましたので・・・申し訳なかったと。夕食の時間になると自分から来るのに、来ないので、風呂場に様子を見に行ったら、うつ伏せで浮いていたんです。すぐ引き上げたんですけど、こういうことになってしまって申し訳ないと謝りました。お母さんはそういう自分に対して、いいんだからって、先生の責任ないんだからってとても励ましてくださいました。その時のお母さんの言葉は忘れられません。

そのほかに具体的な状況とかについて説明をされましたか。

それ以外はしていません。

その日以降も具体的な状況について、お母さんとお父さんに説明されたことはありませんか。

1月17日の日に進さんの荷物を取りに来るってことだったので、園としたり、その時に詳しい説明をするっていうお話でした。

その説明はされたんですか。

私からはしていません。

園からはされたんですか。

したと思います。

被告社会福祉法人東京都社会福祉事業団代理人

当日、1月14日の件についてですけど、進さんのあなたが後で発見しに入る前の段階でも浴室へ入りましたか。

5時前後だったと思うんですけども、ちょうど浴室の出た廊下のところに長椅子を置いてあるのね。そこで中の様子をうかがってた時に、Aさんのすごくいやがるような声があったんです。それなので、どう

したんだろうっていうことで、ちょっと緊急性があったんで中を覗いたら、Hさんが水をジャージャージャージャー出して、水をパシャパシャパシャパシャしてるのをすごくAさんがいやがってたんですね。

それなので水を止めて、そのHさんを出して。

その時はあなたは浴室の中に入ったわけですね。外から言ってるんじゃないくて。

洗い場から手が届くので洗い場の、浴室には入りました。で、洗い場の水を止めました。

要するに同性介助というのか、あなたが女性だから男性のお風呂場に入らないということはないんですね。

はい、緊急の時とか危険を感じた場合には女性職員でも入ってます。それは昔というか、以前からそういう状態というのはあったわけですね。

はい。

女性だけが宿直の場合がたびたびあるわけでしょう。

はい。

月にどのくらいあるんですか。

夜勤ですか。3回ないし4回ぐらいです。

そういう時には必要に応じて男性の浴室にも入ることがあるんですね。

あります。

男性で、要するに入浴介助を要する人の場合はどう扱うんですか。

当日の当日ってというか、その時も男性職員がいない時には入浴を遠慮していただく利用者はいます。

それにはこの進さんは該当してなかったわけですね。

はい、進さんは。

1人で入れるっていう判断をしてた、仕分けしてたということですか。

はい。

乙第25号証（個人別援助プログラム聞き取り調査表）を示す

これは先程の聞き取り表なんです。それで作成者は吉川さん。先程、あなたはBグループは吉川さんとあなたと田倉さんと3人だと。

はい。

で、手分けして調査をしたと。したがって、これについてはあなたも熟知していると。

はい。

これをもとに寮で会議をして、それを表にするといいでしょうか、個別援助計画を作るということですね。

そうです。

乙第8号証（個別安全マニュアル）を示す

その個別援助計画というのはこれになるのかな。これが本人の聞き取り希望とか何かをもとに、あなた達が見てる生活アセスというか、観察してる職員、要するに専門職の職員が見てる判断と合わせて、こういう表になるんですか。

.....。

これを上に上げるんですか。

いえ、これじゃなくて、そちらの弁護士さんから出た14年度の支援計画書を作成するんです。

支援計画表にして、それを園に上げるということですね。

はい。

乙第25号証（個人別援助プログラム聞き取り調査表）を示す

これ自体は全部手持ちで、それぞれの自分の担当、あなたの場合はBグループだったらBグループの人、担当をそれぞれ個別的に持っている、控えとして持っている。

これは職員の手持ちなので、支援計画書は園のほうに提出しますが、これも、これはそれぞれ担当の者が持っております。

それで今回、たまたま、それ、持ってるのかというもとなるやつがあったから持ち出したということですね。例えばこの日というか、柘寮では常勤職員の男性が3人ですか。

3名です。

女性が6人ですか。

女性職員は6人です。

そうすると、全部で9人いるわけですね。

はい。

そのうち1人が非常勤。

はい。

だから常勤が8人。

はい。

そうすると3対6ということで24時間のシフト分けすると、どういうあれになるのかな。早番、遅番、夜勤、その他、こういうのあるんですよ。ちょっとあなたが知ってるのを教えてください。

基本的なシフトは早番が1名、遅番が1名、夜勤の入りが1名、夜勤の明けが1名、日勤が1名で1日のローテを組んでいます。その中で公休の者が2名。

公休というのは労働基準法上、休まないかん、休む権利がある人ですね。

はい。曜日によっては3人の公休者もいます。で、残った1名ないし2名の方はお休みを入れたり、遅番と早番の勤務になります。

にシフトすると。

シフトすると、はい。

その辺に応援するというのかそんなことになるのかな。

はい。

そうすると数字から言って、当然、女性ばかりというのも出てきちゃうわけ

ですね。

そうならないように工夫はしてるんですけども、遅番と夜勤の職員が女性だけになってしまう時もあります。

あなた達から言わせると、いざという時は女性であっても男性介助は入浴に限らず、やれるという自信はあるんですか。

はい。とにかく男性職員が勤務していない時には入れないというか、遠慮していただく利用者さんを除いたほかの方達は廊下で見守ったり、声かけしたり、確認したりしながら入っています。

佐藤さんの場合は個別表では、自分で入りたいという言い方を、乙25号証の8番目、入浴についての希望を取った時に入浴の準備も不要ですよ、それから入浴援助も不要ですよ、不必要ですよ。ただ、ひげを剃ってほしい、それからお風呂に入るのは毎日入りたいということを伺っておいていいわけですね。これを前提に時々一緒に入ってた人がいると。職員としてもできるだけ一緒に入ってやったということですか。

はい。

あとはトラブルを起こすんじゃないか、要するに加害の可能性があるから、そういう人達はできるだけ避けてた。だけど、職員が一緒に入る時は一緒に入ることもあるんですか。

進さんは男性職員とお風呂に入るのがすごく好きだったので、男性職員がいる時は必ず入浴してました。女性職員の時はとにかくトラブルを起こさないように、何人かいるんですけども、その利用者さんを避けるようにこちらも配慮して声かけしていましたし、当日みたいに進さんも、Mさん出たとかYさん出た、もう大丈夫って言いながら、進さんからも認識して言ってきておりました。

被告エイアイユーインシュアランスカンパニー代理人（花崎）

質問は特にありません。

裁判官（堀内）

食缶を取りに行けるのは16時45分から17時15分の30分間ということ
とで間違いないですか。

はい、そうです。

進さんが入浴する前に8人、別の利用者が入浴してるということなんですが、
入浴を交代する時間というのは何分ぐらいやったんですか。

その人にもよるんですけども、入ってすぐ出てきてしまう方もいます
し、ゆっくり入られてる方もいますので時間ははっきり、その人その
人なので。ただ、入ったというのと出たのは確認しております。

この8人というのは、いずれも入浴介助の必要のなかった人だったんですか。

入浴に関しては、洗えなくても浴室に入って出て、着替えだけでもっ
ていう方もいますけども、特に見守る必要がない方です。

進さんはいつから単独入浴が許されていたということなんですか。

私は今回の柵寮だけじゃなくて、昭和62年の2月から63年の3月
まで同じ七生福祉園の櫓寮というところで生活支援をしたこともある
んです。古い建物だったんですけども、その古い建物は寮の中じゃな
くて、外に大きなお風呂場があって、そこに曜日とか時間を決めて、
その時は4か寮、成人寮があったんですけども、その4か寮の人達が
順番で入っていて、必ず職員が一斉にっておかしいんですけど、一斉
に浴室に、この曜日のこの時間はお風呂ですよっていうふうに連れて
いった状況です。

進さんはいつ頃から単独で入浴するようになったかは分らないですか。

だから新しい建物ができた時に、櫓寮に進さんは在籍したんですけど
も、その時は寮の中にお風呂がありましたので単独入浴してたと思い
ます。

当日、進さんを浴槽から引き上げられた時に、進さんの目は開いていたんで

すか、覚えていないですか。

覚えてないです。

裁判長

あなたは進さんが当日、お風呂に行く準備をして、お風呂場に向かっている姿を確認してるんですか。

向かっていったという。お風呂場が一番奥だったので、あ、行ったな
って思ったんですが、浴室に入ったかどうかは確認してないです。
もう入ってもいいかと言われたと言うんでしょう。その時にお風呂に入る準備をして向かっているというか、そういう姿は見てるんですか。

進さんがそういうふうに聞いてきたんで、私も浴室にあと誰が入って
るっていうことを確認しなくちゃと思って、脱衣場の入口を見たら、
Yさんの上履きが脱衣場にあったんで、Yさんとならトラブルが生じ
ないということだったので、どうぞというふうに声かけて、進さんが
お風呂場のほうに向かっていったと。

風呂場のほうに向かったと。

はい。そこからすぐ脱いで浴室に入ったか分らないです。

原告ら代理人（大石）

甲第27号証の1（個人別生活記録写し）を示す

これについては寮内で職員はみんな共通の認識だったということでいいんで
すよね。

はい。

この3ページですが、ここに「発作」、「他害」と書いてありますよね。

はい。

この「発作」というのは眼球上転のことというふうに理解していいですか。

そういうふうな理解で、この方はここに書いたんだと思います。

それを共通認識で職員は持っていたということですね。

一般的な安全確認として認識しております。

「発作時の対応」のところで、「②安全の確保」と書いてありますね。

はい。

これは具体的にはどんな内容だったんですか。

自分もそうなんですけど、外出した時に転倒とか、あとは入浴時にご支援をするための安全確認は一般的な常識として理解してますので、そういった形での理解だと思います。

被告社会福祉法人東京都社会福祉事業団代理人

乙第2号証（写真撮影報告書）を示す

ここの⑪って後ろのほうにあるんですよね。見えますか。

見えます。

ここに蛇口が2つあるよね。

はい。

これがカランと今、説明した。これは写真のままで右側がお水ですか。

水です。

左側がお湯ですか。

お湯です。

この蛇口の長さはどれくらいなんですか。

10センチか15センチぐらいかしら。

10センチか15センチぐらいだとすると、例えば下の⑫のように人間が入っても頭が、例えば進さんなら進さんの頭が20センチ以上あるだろうから、そうすると、ここに直接、お湯がかかるなんてことはないね。物理的に考えられないね。

ないです。

以上